

働き方改革助成金の不正受給について

東京都及び東京しごと財団は、働き方改革に取り組む企業を後押しするため、平成28年度から「働き方改革助成金」による支援を実施していますが、この度、下記事業者において、不正受給の事実が確認されたので、お知らせします。

1 概要

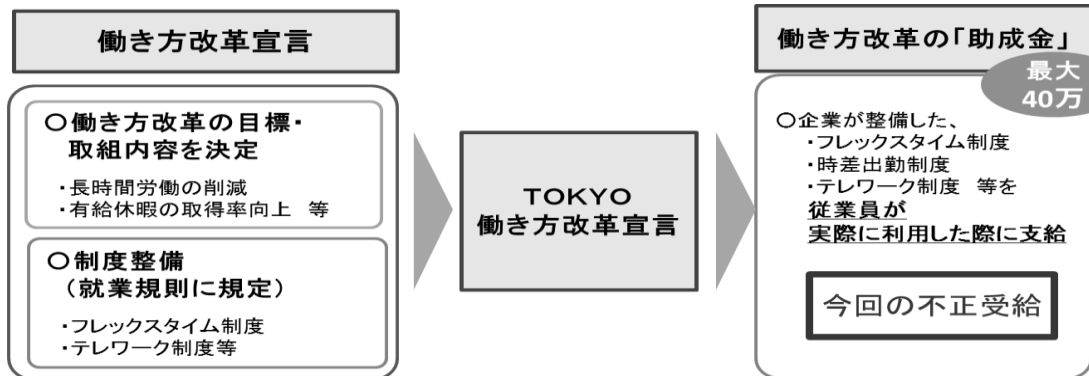
(1) 企業情報

企業名：株式会社リファイン（所在地：東京都多摩市関戸 5-10-3）

(2) 不正受給の概要

不正受給金額：200,000円

(参考)「働き方改革宣言企業」制度



(3) 不正受給の内容等

- 働き方改革助成金は、企業が自ら導入した制度（朝型の働き方、記念日休暇）を活用した場合に支給される助成金である。当該企業は制度を活用していないにもかかわらず、制度を活用したかのように偽って報告し、助成金の支給を受けた。
- 本件については、通報があったことをきっかけに、東京都と東京しごと財団が、関係者への聞き取り及び書類の調査、当該企業への訪問調査を行い、不正受給の事実を確認した。

2 今後の対応等

- 東京しごと財団では、株式会社リファインに対し、助成金 200,000 円及び違約加算金の返還を求めている。
 - 東京しごと財団は、助成金支給の審査を強化するなど、再発防止に向けた対応を行う。
- ※「働き方改革助成金」は、東京都の出えん金により、財団が創設した基金により実施している。

問い合わせ先

産業労働局雇用就業部労働環境課
公益財団法人東京しごと財団

電話：03-3868-3401
電話：03-5211-2396